

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2019年9月26日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市南区真駒内泉町2丁目2番地1、2番地2、 2番地3、2番地4、2番地5、2番地6、2番地28
	名称	池田屋本店・泉町名店街
	完成検査番号	
命令を受けた者	大井 恵美	
命令事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月1日までに、上記防火対象物のうち大井氏が所有している部分に屋内消火栓設備を技術上の基準に適合するように設置すること。 ・令和元年11月1日までに、上記防火対象物のうち大井氏が所有している部分に自動火災報知設備を技術上の基準に適合するように設置すること。 ・令和元年11月1日までに、上記防火対象物のうち大井氏が所有している部分に誘導灯を技術上の基準に適合するように設置すること。 	
命令発令日	令和元年9月26日	
命令発令者	札幌市南消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Makomanai Izumimachi 2-chome 2-1 and 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6, 2-28 Minami-ku, Sapporo-shi
	Name	Ikedayahonten・Izumimachimeitengai
Violation of the Fire Service Act	<ul style="list-style-type: none"> ・Part of the Indoor fire hydrant is not installed. ・Part of the automatic fire alarm system is not installed. ・Part of the Exit signs are not installed. 	